

◎新潟県告示第1090号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年9月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 妙高都市計画道路
- 2 名称 3・4・1号 国道線
3・4・5号 石塚小出雲線
3・5・7号 新井岡川線
3・4・14号 国道18号妙高野尻バイパス線
3・4・16号 妙高杉野沢線
3・4・17号 妙高池の平線